

## 福祉のまちづくりの実態

福祉のまちづくりの根拠となる各種法律については前号までで概要を紹介した。今回からは、福祉のまちづくりの法的根拠に基づき設置される施設の利用実態は果たしてどうなのか、その現状と課題を検証していきたい。

## 【バリアフリーの事例】



障害者用駐車場



点字ブロック



多機能トイレ

## バリアフリーとユニバーサルデザイン

福祉のまちづくりの重要なキーワードとなるバリアフリーとユニバーサルデザインについてその違いとは何か、比較してみたい。

バリアフリーは、広義の意味では、社会的生活弱者といわれる車いす使用者や高齢者等がその対象者となっている。狭義の意味では、障害のある者が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁（バリア）を取り除くための施策、もしくは具体的に障害を取り除いた状態を意味する。

バリアフリーの歴史は、1974年6月の国際連合・障害者生活環境専門家会議の報告書『バリアフリーデザイン』により広く知られるようになった。特にその重要性が注目されたのは1981年の国際障害者年以降である。「障害者の社会への完全参加と平等」をテーマに掲げ、それを具現化するためにはバリアフリーは欠かせない要素としたことである。

このバリアフリーは、障害のある者が人間らしく生きることを保障するための条件であり、一般の人と同様に当たり前に関生活を楽しむ、あらゆる社会生活の分野に参画するためには不可欠な概念である。

いっぽう、ユニバーサルデザインは、文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）を意味している。これを提唱したのはアメリカ・ノースカロライナ州立大

学のユニバーサルデザインセンター所長であったロナルド・メイスである。メイスは1985年にバリアフリー概念の発展形として発表し、その基本コンセプトは「できるだけ多くの人利用可能であるようなデザインにする」こととしている。デザイン対象を障害者に限定していない点が一般に言われる「バリアフリー」とは異なっている。

しかし、バリアフリーとユニバーサルデザインは相反するものではない。利用者にとって不利益を被るような場合には多様な選択ができること、付加・調整できることを示し、ユニバーサルデザインとして無理な場合はバリアフリーにすることという考え方も明示している。

## ユニバーサルデザインの7つの原則

- ① どんな人でも公平に使えること
- ② 使う上で自由度が高いこと
- ③ 使い方が簡単で、すぐに分かること
- ④ 必要な情報がすぐに分かること
- ⑤ うっかりミスが危険につながらないこと
- ⑥ 身体への負担を考慮（弱い力でも使えること）
- ⑦ 接近や利用するための十分な大きさと空間を確保すること

障害者に対して考案・開発されたもののなかで、ユニバーサルデザイン商品として市場に出回っている器具も数多い。たとえば、一般家庭に劇的に普及した温水洗浄便座などはその事例の一つである。また外国人などのために、文字の代わりに絵文字（ピクトグラム：右写真）で表示するなど、日常生活上で普及しているユニバーサルデザイン例は数多く存在する。



今や、ユニバーサルデザインがすべての人にとって有益であるという考え方が理解され、そのことによって社会に浸透し、日常生活の上で普遍化されたことは大きな意義があるといえる。

しかし、アメリカから移入されたこのユニバーサルデザインに対するわが国の捉え方は、生活必需品や公共空間及び交通機関がすべてユニバーサルデザインであるならば、障害ニーズに特化したデザインにする必要はなく、誰もが使えることを優先目標にした考え方が存在する。そのことにより、さまざまな問題も生起している。

特に福祉のまちづくりは、障害のニーズにより、必要の原理によって設置されたバリアフリー施設が近年、ユニバーサルデザイン化することにより、その意義や施設の必要性を説く部分が曖昧になり、あくまでもみんなが使えることを主眼に施設を設置し、普遍化して展開しているのが現状である。



お酒を点字で表示